

お客さま 各位

佐野信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定類の改正について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、2020年4月1日に施行されます民法改正を踏まえ、同日より各種規定類を改定させていただきます。

なお、改正後の新規定は、規定改正前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正する内容

各種規定変更時の必要な手続き要件等について明確にいたしました。

下表の下線部が追加・変更箇所です。

(1) 定型約款の変更に関する事項

【対象規定・約款・契約書類】

「普通預金規定集（無利息型預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金を含む）」、「当座勘定規程（一般用、専用約束手形口用）」、「定期預金・財形預金規定集」、「貸金庫規定」、「自動貸金庫規定」、「振込規定」、「休眠預金規定」、「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定」、「しんきん個人インターネットバンキングサービス利用規定」、「ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」、「デビットカード規定」、「キャッシュカード規定」、「Pay-easy 口座振替受付サービス規定」、「定期積金規定」

「消費者ローン契約書」、「住宅ローン契約書」、「カードローン契約書」、「消費者ローン向け抵当権設定契約証書」

「佐野信用金庫投信取引約款」、「特定口座約款」、「さのしん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税口座約款」、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の説明」

「振替決済口座管理規定」、「振替決済取引に関する契約締結時交付書面」、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の説明」

【規定の変更等】※実際の規定内容文言の要点抜粋

- 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。
- 変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

(2) 定期預金等の満期日前解約に関する制限

【対象規定】

「定期預金・財形預金規定集」（本規定には定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、変動金利定期預金規定 単利型、変動金利定期預金規定 複利型、自動継続変動金利定期預金規定 単利型、自動継続変動金利定期預金規定 複利型、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）単利型、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利型、自動継続自由金利型定期預金（M）型規定（スーパー定期）単利型、自動継続自由金利型定期預金（M）型規定（スーパー定期）複利型、自由金利型定期預金規定（大口定期）、自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）、定額複利預金規定（フリーダム）、自動継続定額複利預金規定（フリーダム）、財産形成預金共通規定、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定 が含まれます）

【規定の変更等】

○定期預金共通規定

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前（または据置期間満了前）の解約はできません。

○期日指定定期預金規定の例

この預金を「15.定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

（以下略）

※上記の改定規定は他の定期預金関係預金規定についても、同様に改正いたします。なお、条番号等が変更となる場合があります。

(3) 後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに預金規定に定めていますが、今回、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届けていただくように改正いたします。

【対象規定】

「普通預金規定集（無利息型預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金を含む）」「定期預金等規定集」、「当座勘定規定（一般用、専用約束手形口用）」

○（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合のも、同様に届出てください。

（以下略）

(4) その他

本改定と併せて一部規定については改正犯罪収益移転防止法・休眠預金活用法等に準拠した条項も併せて追加していることを申し添えます。

2. 定型約款改正によるお客さまへの影響

(1) お取引・契約への同意

定型約款に基づくお取引や契約締結を行う際には、お客さまには定型約款の各条項に関しまして同意をいただき、当金庫も当該契約に同意することで取引や契約が成立することとなります。

定型約款に基づくお取引伝票や契約書面には、当該同意に係る確認事項が明記されており、当該伝票・書面へのご署名・ご捺印を以って定型約款の各条項にご同意いただいたとみなします。

なお、定型約款の各条項にご同意いただけない場合、お取引やご契約に応じることができなくなりますので、予めご了承ください。

(2) 旧規定の取扱い

定期積金証書の裏面規定等、現用の様式で旧規定が掲載されているものがございます。当該旧規定については今後様式の改定の際に削除・訂正等を行う予定ですが、当面の間は定型約款への改定の事実をお伝えするとともに、別途公表によりお客さまに対し改定後規定を提示させていただきます。

(3) 定型約款の開示

定型約款へ改定済の最新の規定類の開示をご希望の場合は、店頭にてお申し出ください。当金庫職員より最新の規定類を提供させていただきます。

以 上